

飯山市長 足立正則様

飯山市老人福祉計画・第5期介護保険
事業計画策定にあたっての意見

平成24年2月10日

飯山市介護保険運営協議会

飯山市老人福祉計画の見直し及び第5期介護保険事業計画策定にあたり、飯山市介護保険運営協議会の意見を次のとおり取りまとめましたので、次のとおり具申します。

1 飯山市老人福祉計画に関すること

(1) 社会参加と生きがいについて

「交流」や「趣味・娯楽」、「働くこと」など、生きがいをもって生活し、自らの経験を生かして社会参加することは、高齢者本人にとっても地域社会にとっても大変重要なことです。

- 「働くこと」においては、飯山地域シルバー人材センターが大きな役割を果たしています。今後、高齢化が一層進む中で、活力ある高齢社会を支える中核的な組織として期待されます。高齢者が長年培った経験・知識・技術を生かし、就業による社会参加が進むよう、引き続き飯山地域シルバー人材センター運営の支援をお願いしたい。
- 社会福祉協議会が運営する老人福祉センター「湯の入荘」は、高齢者の交流をはじめ、健康の維持、教養の向上になくてはならない施設として定着しています。これからも高齢者の活動拠点・福祉の拠点としての役割は重要でありますので、施設整備支援及び活動支援、利用促進に配慮をお願いしたい。
- 老人クラブでは、趣味や交流のみならず、健康づくり、社会奉仕など多面的に活動しており、生きがい創出と地域社会の活力維持に貢献していますが、会員の減少、組織率の低下が大きな課題です。組織の強化、活動の支援をお願いしたい。

(2) 健康づくりと介護予防について

- 「年齢を重ねても健康でいたい」これは誰もが願うことです。高齢者が健康で活動的に過ごすことは、本人にとってはもちろん、地域社会にとっても活力維持の点で大変重要です。

健康寿命の延伸に重点を置いた健康づくり推進・生活習慣病予防は、介護予防にも有効ですので、健康教室や出前講座を開催するとともに、「自らの健康は自ら守る」という意識高揚も図る必要があります。また、食生活の改善・健康相談等、必要な指導及びアドバイスの機会の提供や、健康診査の受診率向上の取り組みも必要ですので、受診しやすい環境づくり、相談しやすい機会づくり、参加しやすい環境づくりに配慮をお願いしたい。

- 要介護認定率は、毎年増加傾向にあります。要支援・要介護状態になる

ことを予防し、できるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護予防事業の充実・推進と、介護予防の一環として各集落で取り組んでいる集落サロンの充実・拡大を進め、活動の支援をお願いしたい。

(3) 自立支援について

高齢者はできるかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。介護や支援が必要になってもこの望みがかなえられるよう、高齢者やその家族を支える体制が必要です。

地域包括支援センターが高齢者に関する総合的な相談・支援の中心的な役割を担っています。また、地域においては、社会福祉協議会、民生委員、区組織、老人クラブ等が関わる中で、高齢者の見守りや集落サロン、認知症サポーターなどの取り組みが進められています。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、地域全体で支える体制の整備が望まれるところです。

高齢者の自立した生活を支援するサービスは、外出・配食・買い物などの生活を支えるサービスのほか、家族介護者の負担軽減や居住環境の向上の施策等、様々な方面からの支援が必要であり、一層の推進をお願いしたい。

(4) 地域の支えあいについて

身体機能の低下・障害、認知症、一人暮らし等、高齢になるにつれ自宅での生活に不安を感じるが多くなります。特に認知症対策は、早期発見や医療と介護の連携、家族支援、権利擁護など幅広い取り組みが必要となりますので、一層の推進をお願いしたい。

また、一人暮らし高齢者は年々増加しており、緊急時や災害発生時に備えて、災害時住民支え合いマップの策定や高齢者見守り支援システムの設置とともに、いざという時には、近くに住む人たちがスムーズに援助できるよう、日頃から地域の中の連携体制づくりの推進をお願いしたい。

2 第5期介護保険事業計画に関すること

(1) 介護サービス基盤整備について

平成12年度に介護保険制度が始まって以来、介護サービスの利用は年々増加しています。一人暮らし世帯、高齢者のみの世帯の増加や核家族化などにより家庭での介護力は低下傾向にあり、サービス利用量は今後も増加すると予測されます。高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた家庭・地域で

暮らしていけるように、在宅介護を支えるサービスの充実が欠かせないものであり、今後も需要に応じたサービス基盤を整えていく必要があります。

- 高齢者等実態調査では、ショートステイやデイサービス等の通所系サービスの充実を求める声がありますので、今後も計画的にショートステイやデイサービス・デイケアなどのサービス整備を進めていただきたい。
- 入所型のサービスについては、特別養護老人ホームの待機者が増加し、待機期間も長くなっているため、待機状態が緩和されるよう特別養護老人ホームやグループホームの計画的整備に配慮をお願いしたい。
- 在宅サービス・施設サービスともに、需要に見合った供給量の確保に努めていただきたい。
- 地域支援事業は限度額を介護給付費の3%とされているが、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、導入する場合は、厚生労働大臣の認定を受けて、介護給付費の4%まで限度額を引き上げることができることとされたが、事業内容については十分に精査し、現在行っている「介護予防事業」・「包括的支援事業・任意事業」の水準を低下させないように、導入については慎重な検討をお願いしたい。

(2) 介護サービスの質の向上

利用者の状態や希望に応じて介護サービスを効果的に提供するには、介護支援専門員(ケアマネジャー)やサービス従事者の役割が重要であり、研修会等を通じた資質向上や人材育成に関して支援を行うとともに、介護サービス等の苦情については迅速に対応して解決に努めていただき、利用者が安心してサービスを受けられるよう引き続き配慮をお願いしたい。

(3) 低所得利用者に配慮した施策の推進

介護保険サービスの利用にあたっては、原則1割の利用料を自己負担することとされていますが、低所得の利用者に対しては、必要なサービスが利用できるよう利用者負担の軽減について引き続き配慮をお願いしたい。

(4) 介護保険料について

介護保険料については、要介護高齢者の増加、サービスの充実、家庭介護力の低下などにより、市の介護給付量は年々増加している状況です。これに伴い介護保険料の上昇も避けられないところではありますが、介護予防事業の積極的取り組みや、制度改正等の国への要望など、今後の保険料の上昇をできるだけ抑えるよう配慮をお願いしたい。